

## 平成26年度第4回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成26年7月17日（木）午後2時～午後3時9分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長
審議事項	
1 地区集会所建設等補助制度の見直しについて<環境生活部> 2 地区集会所に整備される防災倉庫補助について<危機管理部>	

### 1 地区集会所建設等補助制度の見直しについて <環境生活部>

#### 概要

地域のコミュニティ活動の場を確保することを目的とし、自治会等が所有、維持管理している集会所を対象とした建設等補助制度の見直しを進めている。平成26年6月20日に開催された平成26年度第3回経営戦略会議において審議を行ったが、再協議となっていたことから、再度審議を行った。

主な内容については、以下のとおりである。

#### (1) 建設・改築

##### ①補助対象経費

集会所の建設等に係る工事費

延床面積	補助額
100㎡未満	補助対象経費の1/2以内で上限300万円
100㎡超 150㎡未満	補助対象経費の1/2以内で100㎡を超える1㎡毎に6万円加算 300万円+(延床面積-100)×6万円を上限
150㎡以上	補助対象経費の1/2以内で上限600万円

※他の補助金等を受ける場合は、補助対象経費から当該額を差し引く

##### ②再補助までの年数

木造24年、鉄骨造30年、鉄筋造50年

#### (2) 増築

##### ①補助対象経費及び補助金の額

1件100万円を超える工事費とし、補助対象経費の1/2以内で上限100万円

##### ②再補助までの年数

10年

(3) 修繕・バリアフリー改修

①補助対象経費及び補助金の額

1件30万円を超える工事費とし、補助対象経費の1/2以内で上限100万円

②再補助までの年数

5年

(4) 購入

①補助対象経費及び補助金の額

取得費及び修繕、バリアフリー改修が伴う場合は修繕費、バリアフリー改修費とし、補助対象経費の1/2以内で上限300万円。修繕を伴う場合は、補助対象経費の1/2以内で上限100万円を加えることが可能。バリアフリー改修を伴う場合は、補助対象経費の1/2で上限100万円を加えることが可能。

※耐用年数が1/2以上残っている物件。

②再補助までの年数

購入物件の耐用年数。

(5) 財政シミュレーション

建設・改築について、現在の同規模・同構造で改築することを想定し試算。

平成27～36年度（10年間）：約4億7千万円

**結論** 基本的な考え方については了承することとし、補助内容の詳細については関連部局で精査を行うことと決定した。

**主な意見・補足等**

- ・地域コミュニティの場を確保していくために支援をしていく必要性は理解できる。
- ・制度として面積要件、単価要件を設定する必要がある。
- ・面積要件を検討する際は、防災倉庫を建設する場合における要件緩和についても合わせて検討してほしい。
- ・自治会を対象としているが、補助金交付において一定の自治会の加入率を交付要件とする考えはないか。  
→コミュニティ活動が現状よりもさらに減速してしまうことが懸念される。
- ・自治会に加入していない人が集会所を利用する際のルールは、自治会で決定することとなるのか。  
→市としては、多くの方が自治会に加入されることを推奨したい。

- ・公共施設の払い下げについては、非常に判断が難しいと感じる。
- ・複数の自治会で集会所を共有してもらおう考え方も必要であると考える。
- ・ふるさと未来づくりの中でひとつの施設をシェアして負担を少なくしたいとする考え方は、地元から出てきても不思議ではない。あくまでも地域としての意思となるが、市としても有難い。
- ・新しい自治会への対応についての考え方はどうか。  
→10世帯以上で、今後増加が見込める組織を対象としている。
- ・耐用年数が残っている状況で耐震化工事などを行う場合など、補助金額を相殺する考え方はないか。  
→市の所有物でないことから、自治会が耐用年数内に転用することは自由である。  
ただし、補助金については対象分を返還してもらおう考え方で対応可能である。
- ・取得に関して、例えば耐用年数を超えた未利用の公共施設を譲渡する場合、修繕の補助金額が100万円では低いと感じるがどうか。  
→民間施設を想定していた。公共施設の場合は、検討が必要である。
- ・2つ以上の自治会が共同で集会所を建設しようとする、インセンティブが働くように配慮した制度設計に努めてほしい。

**資料** 付議事項書

## 2 地区集会所に整備される防災倉庫補助について <危機管理部>

### 概要

地区集会所に整備される防災倉庫に対する補助制度及び、現制度の自主防災組織が設置する防災資機材庫に対する補助限度額の増額について、審議を行った。

主な内容は以下のとおりである。

#### (1) 背景・経緯

必要な備蓄量が3日間から7日間に増え、また想定避難者数が大幅に増加するなど、市による備蓄には限界があり、自助・共助による備蓄をさらに推進する必要性が高まっている。

現在、自主防災組織に対し防災資機材及び防災資機材庫等の購入補助を行っているものの、より大きな倉庫を求める傾向にあり、地区集会所の建設に伴い防災倉庫を整備する場合の支援についての要望が増加している。

#### (2) 補助対象

自治会

#### (3) 対象経費

地区集会所に整備する防災倉庫にかかる経費

※建築費×防災倉庫床面積／延床面積（面積按分）

#### (4) 補助率

2/3 以内 ※限度額：200 万円

#### (5) 自主防災組織が設置する防災資機材庫に対する補助限度額

100 万円→200 万円に増額

### 結論

提案のとおり、進めることと決定した。

### 主な意見・補足等

- ・補助対象が自治会であるが、自主防災組織と自治会は一致しているのか。  
→一致しているところもあるが、そうでない地区もあり様々である。地区集会所を建設するのは自治会であることから、自治会へ交付することとする。
- ・防災倉庫の建設に対する補助であることから、備蓄など防災倉庫として使用することが要件となる点をしっかりと押さえることが大切である。

### 資料

付議事項書